

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効発日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
スーダン	スーダン共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とスーダン共和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な画政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	300,000千円 -----	2021.2.3 ハルツームで (同日)	日本側 服部孝在スーダン大使 スーダン側 ヒバ・ムハンマド・アハメド財務・経済計画大臣代理	2021.2.22 66号
スーダン	きれいな街のための廃棄物管理器材改善計画に関する日本国政府とスーダン共和国政府との間の交換公文	きれいな街のための廃棄物管理器材改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,241,000千円 2024.11.30まで	2021.2.3 ハルツームで (同日)	日本側 服部孝在スーダン大使 スーダン側 ヒバ・ムハンマド・アハメド財務・経済計画大臣代理	2021.3.5 75号
スーダン	食糧援助に関する日本国政府とスーダン共和国政府との間の交換公文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入	300,000千円 -----	2021.7.12 ハルツームで (同日)	日本側 服部孝在スーダン大使 スーダン側 ジブリール・イブラヒーム・ムハンマド・フェザール財務・経済計画大臣	2021.8.11 266号

無償資金協力取極の修正に関する取極

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	修 正 の 内 容	署名日 署名地 (効発日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
スーダン	コステイ市浄水場施設改善計画のための贈与に関する平成三十年六月四日付けの取極の修正に関する日本国政府とスーダン共和国政府との間の交換公文	贈与の限度額を「4,328,000千円」に改める。	2021.2.28 ハルツームで (同日)	日本側 服部孝在スーダン大使 スーダン側 ジブリール・イブラヒーム・ムハンマド・フェザール財務・経済計画大臣	2021.4.8 127号

- (注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。